

東芝テックグループ人権方針

東芝テックグループは、「ともにつくる、つぎをつくる。～いつでもどこでもお客様とともに～」を経営理念の主文に掲げ、経営理念を具体化した東芝テックグループ行動基準においては人権の尊重を第1条に定めて、人権に配慮した企業活動を行うことを宣言しています。企業活動が人権にインパクトを与える可能性があることを理解し、東芝テックグループの企業活動にかかわるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たしていきます。

位置づけと適用範囲

本方針は、東芝テックグループ行動基準および東芝テックグループサステナビリティ基本方針を補完する関係にあり、役員・従業員を含む東芝テックグループで働くすべての者に適用します。また、ビジネスパートナー、調達取引先およびその関係者に対しても本方針に沿った活動を求めます。

人権に関する法令や国際規範の遵守

東芝テックグループは「世界人権宣言」や「OECD多国籍企業行動指針」、「労働における基本原則および権利に関するILO宣言」を支持し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権尊重の取り組みを推進します。また、東芝テックグループは事業活動を行うそれぞれの国・地域において、人権に関する法令を遵守します。当該国・地域の法令と国際的に認められた人権規範が異なる場合、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的に認められた人権の尊重に向け、最大限努めています。

ガバナンス

本方針の責任者にサステナビリティ部門を担当する役員を置き、本方針に則った人権尊重の取り組みを推進します。人権尊重を推進する上で必要な対応については、役員で構成されるコーポレート経営会議で議論し、承認された結果および人権への取り組み状況を取締役会に報告します。

重要と考える人権項目

東芝テックグループでは、人権を専門とした外部機関と実施した人権影響評価などの結果、以下の項目が特に注力すべき人権項目と認識して取り組んでいます。

- 1) 差別
- 2) ハラスメント
- 3) 安全健康
- 4) 強制労働
- 5) 児童労働
- 6) 個人情報・プライバシー

- 7) 腐敗
- 8) 結社の自由および団体交渉権
- 9) テクノロジー・AIに関する人権問題
- 10) 環境・気候変動に関する人権問題

人権デューディリジェンスの実施

東芝テックグループは、人権尊重の責任を果たすために、自社およびバリューチェーンを通じて企業活動が与える可能性のある直接的または間接的な人権への負のインパクトを特定します。さらに、関連部門への人権活動の統合、モニタリング、ステークホルダーとのコミュニケーションを行う人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負のインパクトの防止、軽減、是正に継続的に取り組みます。

救済措置と是正

東芝テックグループの企業活動により人権への負のインパクトを引き起こしたことが明らかになった場合は、国際基準に基づき問題を確認し、救済措置を講じて適切な方法で是正に努め、再発防止に取り組みます。また、通報・相談をしたことによって、通報者・相談者が不利益な取り扱いを受けることがないように保護します。

教育

東芝テックグループは、役員・従業員が本方針を理解し、各々の企業活動において実践することができるよう、適切な教育を行い、人権を尊重する企業文化を醸成します。また、ビジネスパートナー、調達取引先およびその関係者に対しても当方針の周知を徹底します。

ステークホルダーとのエンゲージメント

東芝テックグループは、顕在的または潜在的な人権リスクへの対応について、業界団体など関連するステークホルダーとの積極的な対話や協議を行います。

情報開示

東芝テックグループは、人権尊重の取り組みについて、東芝テックグループのウェブサイトや統合報告書等の各種媒体を通じて定期的に開示します。

方針の改定

東芝テックグループは、本方針の継続的な見直し・改善を行います。

制定日：2023年3月1日

本方針は、東芝テックグループサステナビリティ基本方針に基づいて策定され、代表取締役社長を議長とするコーポレート経営会議にて審議・承認されました。